

「平成23年度立科町地域公共交通活性化・  
再生総合事業」事後評価

平成24年1月

立科町地域公共交通活性化協議会

## 計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

## I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

3年間の実証運行において、運行形態については利用者及び住民からの要望、実証運行での問題点を基に、法定協議会において検討し、改善しながら利便性を向上させた。利用料金についても運行経費に対して適正な設定ができ、町の負担についても目処がたっており、来年度からの本格運行に向けての環境が整備された。

## II 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

## 【路線バスの実証運行】

総合事業計画において、町内の高齢者の通院、買物等に対応した運行形態、小・中学生、高校生の通学に対応した運行形態を位置づけている。路線バスについては、平成21年10月より運行を開始。町内を3系統にわけ、平日7～9便で定時定路線で運行し、同年度中は9,883名が利用、2年目は1年目において利用者が極端に少ない便については廃止し、3系統から4系統の運行形態にし乗車時間を短縮したところ利用者が増加し、22,126名が利用、今年度は12月末までに16,374名が利用している。

なお、今年度は、5月、7月～9月の観光シーズン中、観光客向けに増発便を運行したところ、利用が増加し、目標に掲げている観光地と公共交通を連携させた地域の活性化施策につながった。

## 【福祉型デマンドタクシーの実証運行】

福祉型デマンドタクシーについては、身体的な理由によりバスの利用が困難な方、バスが運行していない地域の方を対象に平成21年10月に運行を開始し、同年度は35名、昨年度は111名、今年度は12月末までに71名の方が利用しており、公共バスを利用できない方への移動手段を確保した。

事業は計画どおりに、路線バスと福祉型デマンドタクシーの実証運行が実施された。利用者数については、目標値を下回る結果であるが、子どもの通学と高齢者の通院、買物等に利用されており、目標が達成できた。

## III 具体的成果

① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

利用状況については、時間帯、路線、各バス停での乗降などの項目ごとに毎日調査しており、これらを基に事業評価を行っている。

また、運転者には利用者とのコミュニケーションに努めてもらい、利用者からの要望についても細かく聞き取ってもらい検討材料としている。

② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

朝、夕の時間帯は、保育園、小・中学生に利用されていることが確認でき、また高校生の利用についても少数ではあるが確認できており、子どもの通学に対応した運行が確保され、目標を達成するために適切な事業であると判断される。

昼間は、町内の医院、ショッピングセンター、温泉施設などへの高齢者の利用が確認されており、こちらについても高齢者の日常生活の移動手段に対応した運行が確保され、目標を達成するための適切な事業であると判断される。

また、福祉型デマンドタクシーについても通院などに毎月利用されており、バスを利用できない方の移動手段についても確保されている。

**\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。**

#### IV 自立性・持続性

##### 1 事業の本格実施に向けての準備

###### ① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

路線バスの実証運行については、子どもと高齢者の移動手段の確保については目標に達しているが、利用者数が目標に達しておらず、新たな利用者の確保のため、運行ルート、時間帯、バス停の追加などの調整が課題であると認識している。

福祉型デマンドタクシーについては、現在月4回までの利用としているが路線バスと比較した場合の利用回数、また登録者数が少ないことから、制度について広く知られていない可能性があることから周知方法などが課題である。

##### 2 事業の実施環境

###### ① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

来年度からの運行にあたっては、利用料金のほか、町からの負担金を予定している。町からの負担金については、町当局との話し合いのなかで、これまで運行していた福祉バスとスクールバスよりも利便性を向上させ、運行経費については同水準とすることを目標としており、この目標については現段階では達成されており財源については目処がたった。

###### ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

利用促進については、町内で開催された環境フェアで、公共バスは環境にやさしい乗り物として、利用促進が呼びかけられ、地元老人クラブなどでは団体での利用があり、徐々にではあるが浸透している。今後も協議会から呼びかけをし、各団体、会議、イベント等での自主的な利用促進に期待したい。

#### V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

###### ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。

法定協議会において、事業計画、実施状況について審議が行われ、関係者との合意形成が図られている。また、法定協議会と並行し、必要に応じ地元住民への説明の場を設け、それを通じて住民との合意形成を図っている。

###### ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）。

法定協議会の構成メンバーに、区長会長及び部落長会長の他、「商工会」、「観光協会」、「社会福祉協議会」、「民生児童委員」、「老人クラブ連合会」、「保育園、小中高校」等の代表が含まれており、広く住民や各組織の意向を反映できる体制が整っている。

###### ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

本年度の事業については、平成23年2月21日に開催された法定協議会において承認され、それに基づき、本年度分の事業である実証運行及び利用促進施策が計画通り実施されている。

来年度の事業については、これまでの実証運行の結果を基に、まとめ次第、法定協議会を開催し、審議を行う予定である。

###### ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

法定協議会の規約で、議事の傍聴は原則可能であること、公開することを明記しており、議事録は一定期間ホームページ等により公開した。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

来年度については、今年度のバスの運行形態を原則とし、事業評価と利用者からの要望等を基に、利用実態にあった運行形態を目指し、次回の協議会で審議する予定である。

\* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

## 立科町地域公共交通総合連携計画

○総合連携計画の策定年月日 平成21年3月13日

○総合連携計画の区域 長野県立科町

### ○基本的な方針

交通弱者と呼ばれる、高齢者や小中高校生のそれぞれの移動目的に対応した公共交通体系の確立を目指し、接続拠点での他路線との乗り継ぎ強化を図り、住民及び観光客等の利用者にとって利用しやすい公共交通体系を構築する。また、パンフレットの全戸配布等により、利用者への周知を図る。

### ○総合連携計画の目標

- ①「新交通バス」による町内から「蓼科高校」への通学者10人
  - ・「蓼科高校」へのバスによる通学環境の整備により、「新交通バス」での通学者10人を目指す。
- ②「新交通バス」日利用者数100人
  - ・「福祉バス」と「スクールバス」の利用者が「新交通バス」に転換するものと考え、それに、高校生の通学、観光客の利用等を合わせ平日の日利用者100人を目指す。
- ③利用満足度70%
  - ・実証運行期間中に利用者ヒアリング調査を実施し、その際に利用者満足度を調査し、その満足度の加重平均値70%を目指す。

### ○事業及び実施主体

- ・新交通バス運行事業 東・南回り線・西回り線  
（実施主体：立科町、町内タクシー事業者）
- ・新交通バス運行事業 シラカバ線（実施主体：立科町、東信観光バス）
- ・福祉型デマンドタクシー（実施主体：立科町、タクシー事業者）
- ・乗り継ぎ拠点でのサービス拡充のための施策（実施主体：立科町）
- ・利用促進施策（実施主体：立科町）

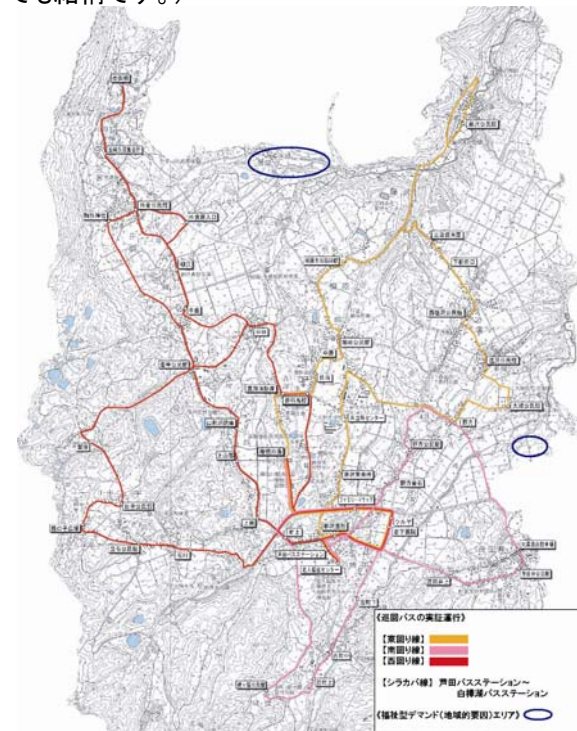
### ○その他連携計画の実施に関し必要と認める事項

## 立科町地域公共交通活性化協議会

設置年月日：平成21年3月13日

構成員：立科町、千曲バス(株)、東信観光バス(株)、JRバス関東(株)、アルピコ交通(株) 白樺観光タクシー(株)、望月ハイヤー(有)、長野県佐久警察署、信州大学教授 立科町議会、商工会、社会福祉協議会、身体障害者福祉協会 民生児童委員協議会、教育委員会、観光協会、小・中・高等学校・保育園 区長会、部落長会、老人クラブ連合会、国土交通省北陸信越運輸局 長野県企画部交通政策課、佐久建設事務所、佐久地方事務所

（計画事業についての概要図、写真等を載せて下さい。スペースが不足する場合は別葉にさせていただいても結構です。）



# 立科町地域公共交通活性化・再生総合事業（計画事業 最終年度）の概要

## 平成23年度事業実施概要

### 検討の経緯

（開催年月日及び検討された内容を記載して下さい。）

#### ■23年8月30日：第1回協議会

- ・平成22年度事業報告・決算報告について
- ・「たてしなスマイル交通」利用状況の中間報告について

#### ■24年2月：第2回協議会（予定）

- ・実証運行期間中の利用状況について
- ・来年度からの「たてしなスマイル交通」運行形態について
- ・平成24年度予算について

## 事業実施状況及び今後の展望

事業名：「たてしなスマイル交通」実証運行事業  
（東・南回り線・西回り線・シラカバ線）

<実施主体>

- 東・南回り線：立科町、町内タクシー事業者
- 西回り線：立科町、町内タクシー事業者
- シラカバ線：立科町、東信観光バス
- ・4月：実証運行開始



（4月～12月まで）（目標値）

- ・「たてしなスマイル交通」での蓼科高校通学者：3人（10人）
- ・3路線合計、平日の日利用者：78人（100人）  
→小中学生の通学での利用に加え、蓼科高校の生徒も少数ではあるが利用しており、来年度以降も通学時間帯の運行を継続していく予定である。
- また、5月、7～9月の観光シーズン中に増発便を運行したところ、利用者が増加し、観光施策との連携が図られた。

- ・スクール対応便の運行時間の検討
- ・利用実態にあった運行時間、運行ルートへの変更、バス停の追加
- ・土・日曜日の運行本数の検討
- ・7、8、9月の観光シーズン中の運行本数の充実（シラカバ線）
- ・新たな利用者の確保
- ・更なる周知の徹底

- ・原則、次年度以降も継続して運行していくものとし、運行時間と運行ルートの若干の変更により、利便性を図り、更なる利用者の増加を目指す。
- ・土・日曜日の運行形態の検討。

事業名：福祉型デマンドタクシー実証運行事業

- <実施主体>立科町、タクシー事業者
- ・4月：実証運行開始

（4月～12月まで）

- ・福祉型デマンドタクシー利用登録者数：5人
- ・福祉型デマンドタクシー利用者数：71人（9ヶ月間）
- 「立科町地域公共交通総合連携計画」の基本方針に含まれる、地域的要因や身体が不自由なため、バスを利用することが困難な人へのサービスを提供した。

- ・公共交通利用不能地域の解消
- ・身体的要因によりバスが利用できない人への移動手段確保
- ・更なる周知手段の検討

- ・次年度以降も、生活の足に困っている人へ福祉型デマンドタクシーの周知を徹底し、継続して運行していくものとする。

# 立科町地域公共交通活性化・再生総合事業（計画事業 最終年度）の概要

## 前年度二次評価結果等に係る事業の概要

### 二次評価における主な指摘事項

・持続可能な公共交通体系を構築するため、早い段階で、将来の地域負担のあり方（負担の主体は、自治体、交通事業者、地域住民、沿線企業等が考えられる）について検討されたい。

・今後、地域関係者による自主的な利用促進の取り組みや、さまざまな財政支援の取り組みが行われるような働きかけを検討されたい。

### 二次評価に係る主な事業実施状況

本格運行に向け、地域負担のあり方についての検討を行った。現段階では、主に自治体、交通事業者、利用者による負担での運行とするが、状況に応じ、企業等への負担も依頼する。

徐々にではあるが、自主的な利用促進が見られるので、今後も協議会と各団体等が連携し、利用促進を図りたい。

## 今年度事業のポイント

### 地域住民・利用者の意見を反映させた点

（地域住民の意見がどのように反映されたか記載して下さい。）

- ・昨年度の実証運行の結果などを基に法定協議会において検討し、利用実態にあった運行時間と運行ルートに変更した。
- ・イベントにおいて、団体との連携により利用促進を図った。

### 協議会及び各構成員が特に工夫して取り組んだ点

[協議会][地域住民]

- ・町内のイベントにおいて、公共バスは環境にやさしい乗り物として利用促進を呼びかけ、新たな利用者を増加させるため利用促進をした。

[交通事業者]

- ・利用者の方に親切に対応をし、またコミュニケーションを深めながら、バス内での利用環境の向上に努めた。